

2018年(平成30年)

11/25

No. 1164

東京都トラック時報

昭和43年8月16日 第三種郵便物認可 毎月2回(10・25日)発行 1部 90円(送料別)

機関紙

一般社団法人
発行所 東京都トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8
(東京都トラック総合会館)

☎(03) 3359-6251 (代表)

☎(03) 3359-4134 (広報部)

《ホームページアドレス》<https://www.totokyo.or.jp/>

東ト協

働き方改革推進への支援 五輪物流対策を要請



小池知事⑥に要望する浅井会長



東京都トラック協会は、東京都が11月13日に実施した平成31年度予算に関する小池百合子知事による要望ヒアリングに、浅井隆会長をはじめ各副会長や税制金融委員会副委員長らが出席し、業界要望の実現を要請した。浅井会長は都に提出した特別要望(10項目)のうち、特に働き方改革や労働力不足への対応と、東京オリンピック・パラリンピック開催時の物流対策に絞って対応措置などを要望した。

浅井会長は同日のヒアリングで、まず働き方改革や労働力不足への対応に関して、業界は規制緩和以降の競争激化などにより、適正な運賃・料金収受を行うには難しい状況が続く、こうした経営環境の中で「他産業に比べて長時間労働、低賃金

な状況にあり、このため労働力不足が顕著になっている」とした。

こうした中で、働き方改革関連法制定により、時間外労働の上限規制への対応を迫られており、自動車運搬業務には5年間の猶予措置が講じられたとはいえ、「対応が厳しい状況」と訴え、業界の取り組みに対して「補助・助成の充実などさらなる支援をお願いした

都が31年度予算 要望ヒアリング

い」と求めた。

また働き方改革推進の観点から、輸送時間短縮など長時間労働は正のためには高速道路利用を促進する必要があるとし、特に首都高速料金の割引制度をさらに充実するよう要請した。

また、貨物集配中の車両に対する駐車規制について、集配業務に支障を来し運搬者の負担も増大しているとして、一定時間の猶予や緩和措置を設けるなど、合理的な規制に見直すよう求めた。

さらに、東京五輪開催時の物流対策について、輸配送活動への影響を最小限にするよう要請。

開催時の交通需要の抑制・分散・平準化を図る、交通需要マネジメント(TDM)が実施されるが、その円滑な遂行には「荷主や荷受け先消費者への理解と協力の呼びかけが不可欠」と指摘し、マスメディアを活用したTDMの周知徹底を要請するとともに、円滑な対応を期す上で、早期に具体的な方針を示すよう求めた。

TDM推進 プロジェクト 参加登録を

東ト協は、東京五輪開催に向けた「2020TDM推進プロジェクト」が8月にスタートしたことに伴い、直ちに参加登録するとともに、会員事業者に対しても参加登録を呼びかけている。

開催時の交通量抑制を目的とするプロジェクトで、混雑回避のための対応と、Mを成功させることが大会の成功につながる」と協力求めた。

働き方改革へ事業法改正案

自由民主党ト

ラック輸送振興議員連盟(細田博之会長)は11月20日、千代田区のビジョンセンター永田町で総会を開催し、トラック運送事業の長時間労働は正など働き方改革実現に向けた対応策として、貨物自動車運送事業法改正案(概要)を審議し了承した。

今後、同じ与党の公明党などと協議・調整の上、今臨時国会に改正案を提出し、成立を目指す方針だ。

自民党トラック議連

同議連が取りまとめた改正案によると、今回の改正は規制の適正化を図るとともに、運搬者不足により物流が滞ることがないようにするには、緊急に運搬者の労働条件を改善する必要があるとして、そのための所要措置を講じるとしている。

改正案の骨子は、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策(元請事業者を含む)の深度化、④標準的な運賃の告示制度

法令遵守へ荷主対策 参加規制の適正化



あいさつする細田会長

の導入。規制の適正化では、悪質な事業者を排除し公正な市場環境を確保するための措置として、事業許可に係る欠格期間を現行2年から5年に延長する。

また許可に際しての基準として、整備の確実な実施など、や事業の継続遂行のための計画(一定の車両台数など)、および経済的基盤(資金)

具体的には、トラック運送事業者が法令を遵守できるように荷主の配慮義務を設けるとともに、現行の荷主報告制度を強化し、勧告を行った場合

一方、働き方改革の推進や法令遵守の徹底は、事業者だけの努力では難しく、荷主の理解と協力が不可欠なため、時間外労働の上限規制適用までの期限措置(2023年度末まで)として、荷主対策を深度化する。

また、同じく上限規制適用までの期限措置として、他産業より低い状況にある運搬者の労働条件の改善や、健全な事業運営を確保するための措置として、国交大臣が標準的な運賃を告示する制度を導入する。

さらに、同じく上限規制適用までの期限措置として、他産業より低い状況にある運搬者の労働条件の改善や、健全な事業運営を確保するための措置として、国交大臣が標準的な運賃を告示する制度を導入する。

また、同じく上限規制適用までの期限措置として、他産業より低い状況にある運搬者の労働条件の改善や、健全な事業運営を確保するための措置として、国交大臣が標準的な運賃を告示する制度を導入する。

軽油の価格

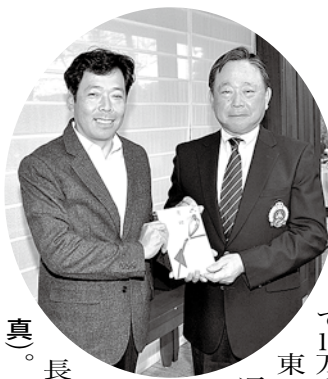
☆スタンド	平均=122.9円
☆ローリー	平均=115.0円
☆元売り発行カード	平均=124.8円
☆ディーラー発行カード	平均=118.1円

燃料給油は東京都内で
軽油引取税は地方税です

購入価格は、購入に関する諸要因(数量・支払条件・地域ほか)により多少の幅があります(消費税込み)。

10月分

10月分の軽油価格(東ト協調べ)



真。

長が寄贈した(写真)

第32回 チャリティ ゴルフ大会

東ト協は11月19日、埼玉県入間市の狭山ゴルフクラブで、第32回チャリティゴルフ大会を開催し、会員事業者をはじめ関係団体などから142人が参加した。大会では、寄附金として15万3千円が集まり、東京都トラック協会、交通遺児等助成財団の浅井隆会長(東ト協会長)に、実行委員長の飯田勇一副会長が寄贈した(写真)

東ト協

交通遺児財団に寄附金

紙面あんない

トラック協議連 高速50%割引など決議
全ト協・景況感調査7~9月期
東ト協、改正約款対応で案内通知
東ト協、ベストドラコン活用講座
東運支局、安全性優良事業所表彰

7 5 4 3 2

古紙ハル含有率80%再生紙を使用 R250

高速50%割引継続など決議 働き方改革へ対策推進

自由民主党トラック輸送振興議員連盟(細田博之会長)は、11月20日に



自由民主党トラック輸送振興議員連盟(細田博之会長)は、11月20日に

さつで、トラック輸送業界では「時間外労働が多く、雇用条件も厳しい。人手不足も全国的に広がっており、事業法の制約要因になっている」と指摘。これら問題に対処するため「事業法を適切に改正する案ができ上がった」と述べ、今国会で成立を目指す考えを示した。

改正・予算に関する要望を受け、高速道路料金、多頻度割引、最大50%の継続など4項目の決議を行った。細田会長は総会あいさつで、山正仁幹事長代行が事業法改正案の概要について説明し、意見交換した後、

TDMへの協力を拡大 流入調整なども検討へ

政府は11月13日、千代田区霞が関の合同庁舎4号館で、第4回「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議」を開催し、交通需要マネジメント(TDM)への参加・協力を働きかけるとともに、TDMと並行し、交通システムマネジメント(TSM)について具体的な検討を進めることを了承した。

同日は、東京都と大会組織委員会が実施した第3回交通輸送技術検討会(10月31日)、および第6

政府 東京五輪 交通輸送円滑化会議

について意見交換。その結果、都と大会組織委員会はTDM推進プロジェクトを通じて、国民や経済界にTDMへの賛同の輪をさらに広げ、セミナーや個別相談会の開催などにより、きめ細かな情報提供を行い、交通量抑制に向けたアクションプランの作成を促すとともに、その作成を支援する方針だ。

また、来年夏のTDM試行に向けて具体的に取り組み、試行への協力を関係企業に働き

東ト協 慎重な検討求める

東ト協は、来年夏のTDM試行に向けて具体的に取り組み、試行への協力を関係企業に働き

大雪時の道路交通対策 影響「最小化」目標に

国土交通省は11月1日、第4回「冬期道路交通確保対策検討委員会」を開催し、大雪時の道路交通確保対策について中間取りまとめを行った。それによると、従来はできるだけ通行止めにしたことを目標としてきたが、今後はこの方針を転換して、大規模滞留の抑止と通行止め時間の最小化を図るといふ。道路ネットワーク機能への影響を最小化することを目標に、対策を推進する。

具体的にはまず、道路管理者や警察・気象台・利用者団体などで構成する情報連絡本部を設置し、関係機関との連携を

流の停止や停滞など、その影響は計り知れない重大な事項」として、実施箇所などについて慎重に検討するよう求めた。



大雪緊急発表時には外出抑制や迂回通行などを呼びかける。あわせて大規模な車両滞留を防ぐため、予防的な通行規制を実施するとともに、予防

国交省 警察庁 チェーン規制へ 規制標識を新設

国土交通省と警察庁は、大雪時における道路交通の確保を図るため、「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」の一部改正し、チェーン規制のための標識を新設する方針だ。国交省の「冬期道路交通確保対策検討委員会」が、11月1日に開催した第4回委員会で

中間取りまとめを行い、対策の一環としてチェーン未装着車両の通行制限などを提言したことを踏まえ、実施することにしたもの。

これに伴い、道路標識などに関する命令を一部改正し、「チェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識を新設する。

また、一時的に通行の禁止または制限を行う場合などにおいて、可変式の道路標識を活用する。二色LEDを用いた電光表示は多彩な表現で分かりやすく画像表示することが可能になっているため、電光表示により速やかに道路標識を表示できるようにする。

これに伴い画像表示用装置により、可変式の道路標識を表示する場合について、看板の色に関する規定を追加する。12月上旬に改正命令を公布・施行する予定。

厚 労 省

働き方改革の推進へ 施策基本方針を諮問

厚生労働省は11月14日、労働政策審議会に対して、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」の規制に基づき、働き方改革に向けた「労働施策基本方針(案)」を諮問した。

基本方針案によると、「中小企業等に対する支援・監督指導」では、人手不足感が強い状況の中で、魅力ある職場づくりが重要になるため、中小企業等における働き方改革に向けた取り組みを推進する方針。

なお、働き方改革関連法制定に伴い、改正・制定された労働施策総合推進法により、基本方針を定めることになったもの。

大企業に比べて、労務管理体制が十分でないことに加え、人材確保や発注者などとの取引関係で困難な課題を抱えている場合が多い。そこで、これから課題解決に取り組む中小企業などに対し、助成金の活用などにより丁寧

中 企 庁

下請「振興基準」 12月中にも改正

働き方改革へ 取引慣行を改善

法、納品の検査の方法その他取引条件に関する事項」において、「働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善」に関する規定を新設する。

具体的には、親事業者は、①下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などが支払うことになる残業代などのコスト増大を負

これまでに実施した下請Gメンによるヒアリン

内閣府 生産性向上の 取り組み調査

内閣府は11月中旬から、「中小企業・サービス業等の生産性向上の取り組みに係る調査」を行っている。生産性向上国民運動推進協議会に参加した業界企業を対象に実施しているもので、道路貨物運送業の調査サンプル数は3000社程度。12月初旬に回収し、来年3月下旬に報告書をまとめる予定。

ホームページ <http://www.setagaya-yss.co.jp>
E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp

東京働き方改革



東ト協

広報・情報委員会

東ト協広報・情報委員会(鎮目隆雄委員長)は11月12日、東ト協総合会館で平成30年度第2回委員会を開催し、各委員に対して行ったアンケート結果を踏まえ、来年度の広報事業などに

を行い、どう新しいことに取り組むか、各委員の意見を聞いて検討していくと述べた。議事ではまず、今年の「トラックの日」活動について報告した後、来春に都内公立小学校に入学する児童に配布する「交通安全啓発下敷き」デザイン案などを審議。「みんなであらうあんな」などのロゴ入りデザインに決定した。

また「交通安全啓発下敷き」に関しては、「重要なので拡充する意見が多く、現状のままで良い」との意見が半数以上を占めた。このほか、機関紙「東京都トラック時報」について、紙面の充実とともに発行方法の見直しを指摘する意見が出された。

来年度事業のあり方審議

テレビCMなど見直しへ

委員の意見が分

くは取りやめるべき」との意見も少

なかつた。

委員の意見が分

なかつた。

委員の意見が分

なかつた。

テレビCMなど見直しへ

委員の意見が分

なかつた。

委員の意見が分

なかつた。

委員の意見が分

なかつた。

委員の意見が分

なかつた。

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

最低車両数小委

基準割れ事業者

法令試験対応をサポート

東ト協物流政策委員会

は11月6日、東ト協総合

会館で、平成30年度第2回

最低車両数問題検討小委

員会(佐藤雄平委員長)

を開催し、個人事業者の

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

寄附

東京都トラック交通遺

児等助成財団に次の方

ら寄附がありました。

首都圏 過積載車取り締まり 30台に指導警告など

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(事務局・国土交通省関東地方整備局)は11月9日、首都圏大規模同時合同取締りを実施し、違反車両30台に対して指導警告・命令を発出した。首都圏に流入・通過する過積載車両を一斉に取り締めるため、同連絡協議会を構成する道路管理者(1都3県や高速道路各社)を中心に、各都県



高速道路を中心に違反車両を指導

大型車通行適正化 関東地域連絡協議会

の警察や関東運輸局が連携し、合同で実施した。

合同取り締まりは、東名高速道路・東京料金所など18か所で実施し、89台の車両総重量などを計測。その結果、18台に指導警告(違反の程度が軽微なもの)、12台に措置命令(積載物の軽減措置または違反車両に高速道路外への排出措置を命ずるもの)を发出し、合計30台に対して指導措置を行った。

なかには、車両総重量の制限値25tに対し、実際には37・8tと12・8tも重量超過の違反車両があり、措置命令を发出し指導した。

このほか、道路運送車両法違反(不正改造など)として、車両2台に対して整備命令を发出した。

東労局

Safe Work 推進強調期間

東京労働局は、平成30年度「年末・年始Safe Work推進強調期間」を設定し、各事業場における安全気運の向上に向けた取り組みを推進する。取り組み期間は、12月1日から31年1月31日まで。

管内の労働災害発生状況(10月末累計)によると、死亡者数は41人で前年同期比4人(10・8%)多く、死傷者数(休業4日以上)は7449人で同724人(10・8%)増加。このままの状況では、年間の死傷者数が10年ぶ

年末年始の労災防止へ

事業場へのロゴマーク活用勧奨、労働局や労働基準監督署の幹部による事業場パトロール、経営トップに対する要請、各事業場における安全宣言活動の推進。

また、各関係団体・事業者による重点実施事項は、年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ安全衛生に配慮した事業運営、労災防止の気運醸成、経営トップによるパトロールなど。

警視庁 交通事故防止へ 対策強化求める

警視庁交通部は、11月1日付で東京都トラック協会に対し、「交通事故防止対策強化について」を通知し、事故防止への協力を求めた。



らに同26日から31日までの間に、交通事故で6人が死亡している。こうした事態を踏まえ、事故防止に向けて協力依頼したもの。

事業用貨物車 一当死亡事故

197件で18件減も 大型が増加傾向

警察庁の交通事故統計によると、事業用貨物自動車(軽貨物車を除く)の第一当事者の死亡事故件数は、10月末累計で197件

で、前年同期比18件(8・4%)減少している。車種別にみると、大型車は113件で同10件(8・1%)少なく、中型・準中型・普通の3車種合計でも84件で同8件(8・7%)減少している。

このうち中型車は50件で同10件(16・7%)減少したが、準中型は29件で同2件(7・4%)の増加。普通車は前年と同数の5件だった。

違反別 営業用トラック関与の交通事故

平成30年10月末
(本年累計)

	安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドルブレーキ	信号無視	徐行違反	右左折	その他	計
大型	145	74	23	5	1	27	7	0	1	59	342
関与事故件数	145	62	31	5	1	23	5	0	1	118	391
(前年比)	+32	-2	+4	-3	+1	+9	-2	±0	+1	+1	+41
中型	100	88	22	13	4	19	7	0	1	63	317
関与事故件数	97	77	25	13	4	17	6	0	1	138	378
(前年比)	-15	-25	-23	+3	+3	-5	-5	±0	+1	-65	-131
準中型	143	131	39	22	2	23	14	0	1	103	478
関与事故件数	141	120	46	22	2	22	11	0	1	220	585
(前年比)	+41	+42	-2	+12	±0	+14	+6	-1	+1	+66	+179
普通	340	188	140	26	13	50	14	2	1	149	923
関与事故件数	347	176	169	26	13	44	13	2	1	457	1,248
(前年比)	+54	+19	+2	-7	+1	+15	-8	+1	-2	+5	+80
合計	728	481	224	66	20	119	42	2	4	374	2,060
関与事故件数	730	435	271	66	20	106	35	2	4	933	2,602
(前年比)	+112	+34	-19	+5	+5	+33	-9	±0	+1	+7	+169
死者数	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	6
大型貨物車(1当)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
中型貨物車(1当)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
準中型貨物車(1当)	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	3
普通・軽貨物車(1当)	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3

注：営業用貨物車の関与事故件数は、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。
※表中の(前年比)は、関与事故件数のもの。

「青だけど 車は私を 見てるかな！」

営業用トラック関与の 交通事故の特徴

平成30年10月末現在の都内全域の交通事故発生件数(本年累計)は2万6,835件で、前年同期比22件増加し、死者数は110人で同25人の減少となった。

169件増加し、死者数は14人で同1人の減少となった。事故類型別では、右左折時の車両相互事故が295件で前年同期と同数、死者数は5人だった。

営業用貨物車の関与事故(「違反別」表の下段「注」参照)発生件数(本年累計)は、2,602件で前年同期比

違反別では、安全不確認による関与事故件数が730件で、前年同期比112件の増加となっている。

「運ぶ」を 支える!

一部無料ロードサービスを開始

従来の有料のロードサービスに加え、自動車共済4種目(対人・搭乗者・対物・車両)すべてにご契約の車両を対象として「イザ・コール」経由でのご利用に限り、下記が無料になります。

- ① 事故・故障時のレッカー作業(脱輪・横転・落車含む)
 - ② タイヤパンク時のタイヤ交換作業
- *①②とも上限各20万円(消費税込)となります。

※「イザ・コール」はJHRネットワークサービス㈱が提供するロードサービスのコールセンターです。



●トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止●
関東交通共済協同組合
http://www.kankokyo.or.jp

〒160-0023
東京都新宿区西新宿7-21-20
TEL.03-5337-1750 FAX.03-5337-1765

Bright future for every child

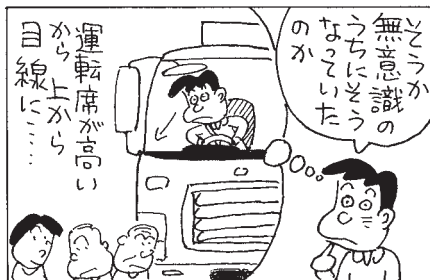
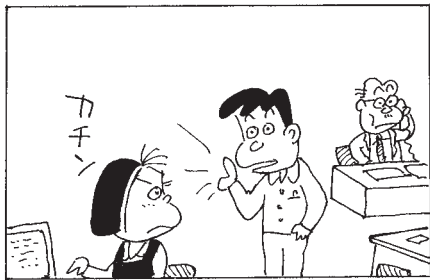
明日へ！未来を守る

大切なものを大切に運ぶために、
万が一の安心補償と安全推進サポートで
子どもたちの未来を守ります。



アケセル君

No.852 芝罘 ☆友衛



30年度 上半期 下請法の運用状況

このうち勧告件数は3件で、前年同期比2件(40・0%)少ないが、指導件数は5045件で、同952件(23・3%)増加している。

指導措置件数は5048件で、このうち勧告件数は3件で、前年同期比2件(40・0%)少ないが、指導件数は5045件で、同952件(23・3%)増加している。

このうち勧告件数は3件で、前年同期比2件(40・0%)少ないが、指導件数は5045件で、同952件(23・3%)増加している。

このうち勧告件数は3件で、前年同期比2件(40・0%)少ないが、指導件数は5045件で、同952件(23・3%)増加している。

このうち勧告件数は3件で、前年同期比2件(40・0%)少ないが、指導件数は5045件で、同952件(23・3%)増加している。

東京運輸支局は11月15日、品川区の同支局1階会議室で、平成30年度「貨物自動車運送事業等安全性優良事業所表彰式」(Gマーク表彰)を開催した。今年度は32事業所が受賞し、高山和征支局長が各事業所の代表などに表彰状を授与した。

高山支局長は式辞で、表彰受賞は「法令遵守の徹底はもとより、事業運営においても安全・安心の確保への高い意識、積極的な取り組みによるもの」とたたえた上で、「今後より一層の安全対策の推進と、貨物自動車運送事業のさらなる発展のため、引き続き取り組んでいきたい」と述べた。

岸澤副会長は祝辞で「Gマーク取得拡大の推進役として、表彰受賞を目標とする事業者のモデル事業所となっていたら」と述べた。

この後、表彰事業所を代表して、竹内運輸工業の大野勝人執行役員運輸部部長が謝辞に立ち、「Gマークをコンプライアンス向上のツールとして、運送事業の一層の発展のため、誠心誠意、努力していきたい」と述べた。

今年度の表彰事業所は、次の通り。
ヤクルトロジスティクス八王子営業所▽大出運輸本社営業所▽石黒物流本社▽竹内運輸工業瑞穂営業所▽多摩運送府中支店▽同八王子営業所▽同国立営業所▽新聞輸送日本経済新聞営業所▽同中日新聞営業所▽名鉄運輸足立支店▽同葛西支店▽同板橋支店▽日本通運航空事業支店国内貨物特約部▽同東京引越支店引越事業所▽アルプス運送本社営業所▽東京ユニオン物流本社営業所▽まるす社▽デジタル・エクスプレス本社営業所▽金原運送店本社営業所▽入船物流システム本社営業所▽鈴與自動車運送京浜営業所▽パスコ・ロジステイクス多摩営業所▽立川運送本社営業所▽ヒサゴサービス本社営業所▽美喜運輸本社営業所

公正取引委員会は11月7日、平成30年度上半期違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

それによると、下請法違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

実体規定違反を行為類型別にみると、「支払遅延」が2124件(同48・2%)と最も多く、次いで多い順に「買いたたき」

を業種別にみると、「製造業」が2221件(全体の44・0%)と最も多く、次いで多い順に「卸売業、小売業」が1042件(同20・6%)、「運輸業、郵便業」が536件(同10・6%)だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

東京運輸支局は11月15日、品川区の同支局1階会議室で、平成30年度「貨物自動車運送事業等安全性優良事業所表彰式」(Gマーク表彰)を開催した。今年度は32事業所が受賞し、高山和征支局長が各事業所の代表などに表彰状を授与した。

高山支局長は式辞で、表彰受賞は「法令遵守の徹底はもとより、事業運営においても安全・安心の確保への高い意識、積極的な取り組みによるもの」とたたえた上で、「今後より一層の安全対策の推進と、貨物自動車運送事業のさらなる発展のため、引き続き取り組んでいきたい」と述べた。

岸澤副会長は祝辞で「Gマーク取得拡大の推進役として、表彰受賞を目標とする事業者のモデル事業所となっていたら」と述べた。

この後、表彰事業所を代表して、竹内運輸工業の大野勝人執行役員運輸部部長が謝辞に立ち、「Gマークをコンプライアンス向上のツールとして、運送事業の一層の発展のため、誠心誠意、努力していきたい」と述べた。

今年度の表彰事業所は、次の通り。
ヤクルトロジスティクス八王子営業所▽大出運輸本社営業所▽石黒物流本社▽竹内運輸工業瑞穂営業所▽多摩運送府中支店▽同八王子営業所▽同国立営業所▽新聞輸送日本経済新聞営業所▽同中日新聞営業所▽名鉄運輸足立支店▽同葛西支店▽同板橋支店▽日本通運航空事業支店国内貨物特約部▽同東京引越支店引越事業所▽アルプス運送本社営業所▽東京ユニオン物流本社営業所▽まるす社▽デジタル・エクスプレス本社営業所▽金原運送店本社営業所▽入船物流システム本社営業所▽鈴與自動車運送京浜営業所▽パスコ・ロジステイクス多摩営業所▽立川運送本社営業所▽ヒサゴサービス本社営業所▽美喜運輸本社営業所

公正取引委員会は11月7日、平成30年度上半期違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

それによると、下請法違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

実体規定違反を行為類型別にみると、「支払遅延」が2124件(同48・2%)と最も多く、次いで多い順に「買いたたき」

を業種別にみると、「製造業」が2221件(全体の44・0%)と最も多く、次いで多い順に「卸売業、小売業」が1042件(同20・6%)、「運輸業、郵便業」が536件(同10・6%)だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

東京運輸支局は11月15日、品川区の同支局1階会議室で、平成30年度「貨物自動車運送事業等安全性優良事業所表彰式」(Gマーク表彰)を開催した。今年度は32事業所が受賞し、高山和征支局長が各事業所の代表などに表彰状を授与した。

高山支局長は式辞で、表彰受賞は「法令遵守の徹底はもとより、事業運営においても安全・安心の確保への高い意識、積極的な取り組みによるもの」とたたえた上で、「今後より一層の安全対策の推進と、貨物自動車運送事業のさらなる発展のため、引き続き取り組んでいきたい」と述べた。

岸澤副会長は祝辞で「Gマーク取得拡大の推進役として、表彰受賞を目標とする事業者のモデル事業所となっていたら」と述べた。

この後、表彰事業所を代表して、竹内運輸工業の大野勝人執行役員運輸部部長が謝辞に立ち、「Gマークをコンプライアンス向上のツールとして、運送事業の一層の発展のため、誠心誠意、努力していきたい」と述べた。

今年度の表彰事業所は、次の通り。
ヤクルトロジスティクス八王子営業所▽大出運輸本社営業所▽石黒物流本社▽竹内運輸工業瑞穂営業所▽多摩運送府中支店▽同八王子営業所▽同国立営業所▽新聞輸送日本経済新聞営業所▽同中日新聞営業所▽名鉄運輸足立支店▽同葛西支店▽同板橋支店▽日本通運航空事業支店国内貨物特約部▽同東京引越支店引越事業所▽アルプス運送本社営業所▽東京ユニオン物流本社営業所▽まるす社▽デジタル・エクスプレス本社営業所▽金原運送店本社営業所▽入船物流システム本社営業所▽鈴與自動車運送京浜営業所▽パスコ・ロジステイクス多摩営業所▽立川運送本社営業所▽ヒサゴサービス本社営業所▽美喜運輸本社営業所

公正取引委員会は11月7日、平成30年度上半期違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

それによると、下請法違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

実体規定違反を行為類型別にみると、「支払遅延」が2124件(同48・2%)と最も多く、次いで多い順に「買いたたき」

を業種別にみると、「製造業」が2221件(全体の44・0%)と最も多く、次いで多い順に「卸売業、小売業」が1042件(同20・6%)、「運輸業、郵便業」が536件(同10・6%)だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

東京運輸支局は11月15日、品川区の同支局1階会議室で、平成30年度「貨物自動車運送事業等安全性優良事業所表彰式」(Gマーク表彰)を開催した。今年度は32事業所が受賞し、高山和征支局長が各事業所の代表などに表彰状を授与した。

高山支局長は式辞で、表彰受賞は「法令遵守の徹底はもとより、事業運営においても安全・安心の確保への高い意識、積極的な取り組みによるもの」とたたえた上で、「今後より一層の安全対策の推進と、貨物自動車運送事業のさらなる発展のため、引き続き取り組んでいきたい」と述べた。

岸澤副会長は祝辞で「Gマーク取得拡大の推進役として、表彰受賞を目標とする事業者のモデル事業所となっていたら」と述べた。

この後、表彰事業所を代表して、竹内運輸工業の大野勝人執行役員運輸部部長が謝辞に立ち、「Gマークをコンプライアンス向上のツールとして、運送事業の一層の発展のため、誠心誠意、努力していきたい」と述べた。

今年度の表彰事業所は、次の通り。
ヤクルトロジスティクス八王子営業所▽大出運輸本社営業所▽石黒物流本社▽竹内運輸工業瑞穂営業所▽多摩運送府中支店▽同八王子営業所▽同国立営業所▽新聞輸送日本経済新聞営業所▽同中日新聞営業所▽名鉄運輸足立支店▽同葛西支店▽同板橋支店▽日本通運航空事業支店国内貨物特約部▽同東京引越支店引越事業所▽アルプス運送本社営業所▽東京ユニオン物流本社営業所▽まるす社▽デジタル・エクスプレス本社営業所▽金原運送店本社営業所▽入船物流システム本社営業所▽鈴與自動車運送京浜営業所▽パスコ・ロジステイクス多摩営業所▽立川運送本社営業所▽ヒサゴサービス本社営業所▽美喜運輸本社営業所

公正取引委員会は11月7日、平成30年度上半期違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

それによると、下請法違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

実体規定違反を行為類型別にみると、「支払遅延」が2124件(同48・2%)と最も多く、次いで多い順に「買いたたき」

を業種別にみると、「製造業」が2221件(全体の44・0%)と最も多く、次いで多い順に「卸売業、小売業」が1042件(同20・6%)、「運輸業、郵便業」が536件(同10・6%)だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

30年度 安全性優良事業所表彰



代表して、竹内運輸工業の大野勝人執行役員運輸部部長が謝辞に立ち、「Gマークをコンプライアンス向上のツールとして、運送事業の一層の発展のため、誠心誠意、努力していきたい」と述べた。

今年度の表彰事業所は、次の通り。
ヤクルトロジスティクス八王子営業所▽大出運輸本社営業所▽石黒物流本社▽竹内運輸工業瑞穂営業所▽多摩運送府中支店▽同八王子営業所▽同国立営業所▽新聞輸送日本経済新聞営業所▽同中日新聞営業所▽名鉄運輸足立支店▽同葛西支店▽同板橋支店▽日本通運航空事業支店国内貨物特約部▽同東京引越支店引越事業所▽アルプス運送本社営業所▽東京ユニオン物流本社営業所▽まるす社▽デジタル・エクスプレス本社営業所▽金原運送店本社営業所▽入船物流システム本社営業所▽鈴與自動車運送京浜営業所▽パスコ・ロジステイクス多摩営業所▽立川運送本社営業所▽ヒサゴサービス本社営業所▽美喜運輸本社営業所

公正取引委員会は11月7日、平成30年度上半期違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

それによると、下請法違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

実体規定違反を行為類型別にみると、「支払遅延」が2124件(同48・2%)と最も多く、次いで多い順に「買いたたき」

を業種別にみると、「製造業」が2221件(全体の44・0%)と最も多く、次いで多い順に「卸売業、小売業」が1042件(同20・6%)、「運輸業、郵便業」が536件(同10・6%)だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

東ト協関係2氏が受賞

東運支局

30年 陸運関係 従事者表彰

東京運輸支局は11月15日、品川区の同支局1階会議室で、平成30年「陸運関係従事者表彰式」を開催し、トラック部門など4部門合計48人を表彰した。このうち東京都トラック協会関係では2人が受賞した。

表彰式では、高山和征支局長が各部門の代表者に表彰状を授与し、トラック部門では山田達男氏(日本フレイトライナー・千代田支店)が代表して受領した。

高山支局長は式辞で、表彰受賞は「法令遵守の徹底はもとより、事業運営においても安全・安心の確保への高い意識、積極的な取り組みによるもの」とたたえた上で、「今後より一層の安全対策の推進と、貨物自動車運送事業のさらなる発展のため、引き続き取り組んでいきたい」と述べた。

岸澤副会長は祝辞で「Gマーク取得拡大の推進役として、表彰受賞を目標とする事業者のモデル事業所となっていたら」と述べた。

この後、表彰事業所を代表して、竹内運輸工業の大野勝人執行役員運輸部部長が謝辞に立ち、「Gマークをコンプライアンス向上のツールとして、運送事業の一層の発展のため、誠心誠意、努力していきたい」と述べた。

今年度の表彰事業所は、次の通り。
ヤクルトロジスティクス八王子営業所▽大出運輸本社営業所▽石黒物流本社▽竹内運輸工業瑞穂営業所▽多摩運送府中支店▽同八王子営業所▽同国立営業所▽新聞輸送日本経済新聞営業所▽同中日新聞営業所▽名鉄運輸足立支店▽同葛西支店▽同板橋支店▽日本通運航空事業支店国内貨物特約部▽同東京引越支店引越事業所▽アルプス運送本社営業所▽東京ユニオン物流本社営業所▽まるす社▽デジタル・エクスプレス本社営業所▽金原運送店本社営業所▽入船物流システム本社営業所▽鈴與自動車運送京浜営業所▽パスコ・ロジステイクス多摩営業所▽立川運送本社営業所▽ヒサゴサービス本社営業所▽美喜運輸本社営業所

公正取引委員会は11月7日、平成30年度上半期違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。



表彰式では、高山和征支局長が各部門の代表者に表彰状を授与し、トラック部門では山田達男氏(日本フレイトライナー・千代田支店)が代表して受領した。

高山支局長は式辞で、表彰受賞は「法令遵守の徹底はもとより、事業運営においても安全・安心の確保への高い意識、積極的な取り組みによるもの」とたたえた上で、「今後より一層の安全対策の推進と、貨物自動車運送事業のさらなる発展のため、引き続き取り組んでいきたい」と述べた。

岸澤副会長は祝辞で「Gマーク取得拡大の推進役として、表彰受賞を目標とする事業者のモデル事業所となっていたら」と述べた。

この後、表彰事業所を代表して、竹内運輸工業の大野勝人執行役員運輸部部長が謝辞に立ち、「Gマークをコンプライアンス向上のツールとして、運送事業の一層の発展のため、誠心誠意、努力していきたい」と述べた。

今年度の表彰事業所は、次の通り。
ヤクルトロジスティクス八王子営業所▽大出運輸本社営業所▽石黒物流本社▽竹内運輸工業瑞穂営業所▽多摩運送府中支店▽同八王子営業所▽同国立営業所▽新聞輸送日本経済新聞営業所▽同中日新聞営業所▽名鉄運輸足立支店▽同葛西支店▽同板橋支店▽日本通運航空事業支店国内貨物特約部▽同東京引越支店引越事業所▽アルプス運送本社営業所▽東京ユニオン物流本社営業所▽まるす社▽デジタル・エクスプレス本社営業所▽金原運送店本社営業所▽入船物流システム本社営業所▽鈴與自動車運送京浜営業所▽パスコ・ロジステイクス多摩営業所▽立川運送本社営業所▽ヒサゴサービス本社営業所▽美喜運輸本社営業所

公正取引委員会は11月7日、平成30年度上半期違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

公取委

指導措置件数が23%増 支払遅延が半数近く

公正取引委員会は11月7日、平成30年度上半期違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

それによると、下請法違反被疑事件の処理件数は5221件で、このうち同法第7条に基づく勧告、または違反行為の改善を求める指導を行った措置件数は5048件だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

実体規定違反を行為類型別にみると、「支払遅延」が2124件(同48・2%)と最も多く、次いで多い順に「買いたたき」

を業種別にみると、「製造業」が2221件(全体の44・0%)と最も多く、次いで多い順に「卸売業、小売業」が1042件(同20・6%)、「運輸業、郵便業」が536件(同10・6%)だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

違反行為の類型別件数は(1つの事案で複数の違反行為あり)は8804件で、このうち発注書面の交付義務などを定めた「手続規定違反」は4393件(同49・9%)、禁止行為を定めた「実体規定違反」は4411件(同50・1%)だった。

向 ファイル

◇10月分◇

●東京都トラック協会 自由民主党東京都支部連合会に対し、業界全体の要望として、全日本トラック協会の平成31年度税制改正・予算に関する要望書を提出し、働き方改革への支援措置などを求める(2日)

●中日本高速道路、新東名高速道路・浜松サービスエリア敷地内に中継物流拠点「コネクトエリア浜松」を開設し、オーピングセレモニーを行う。長距離トラック輸送を複数の運転者で分担して行う、中継輸送の拠点として設ける(3日)

●関東トラック協会、全日本トラック協会・第23回全国トラック運送事業者大会で、関東1都7県トラック協会による「災害時等の相互応援に関する協定」締結(平成29年9月)により、トラック輸送振興顕彰「鈴木賞」を授与される(10日)

●国土交通省 第1回「スワップボディコンテナ車両活用促進に向けた検討会」を開催する。車体と荷台部分を分離できるもので、荷役作業の効率化や荷待ち時間の短縮などに役立つことから、その普及促進に向けて設置する(11日)

●東ト協、駐車規制問題で警視庁交通部交通規制課と意見交換を行う。物流政策委員会の原島藤壽委員長をはじめ、駐車問題検討小委員会委員が同庁を訪れ、駐車取り締まりの現状などを説明し、駐車問題の改善へ理解を要請する(31日)



同日は研修会に続き、第2部として交流会を催し、親交を深めた。

同日は研修会に続き、第2部として交流会を催し、親交を深めた。

人材確保などで討議

全ト協青年部会(結城賢進部会長)は11月12日、新宿区の全日本トラック総合会館で、平成30年度第2回全国代表者協議会を開催し、第1部の研修会では人材確保などをテーマにグループディスカッションを行った。

同日は冒頭、結城部会長や青年部会担当の田中亨副会長があいさつした。その後、グループディスカッションを行い、①長距離運行における改善基盤

示遵守の現状と課題、②高齢者および女性労働者活用に係る現状と課題、③若年労働者採用、育成、定着に係る現状と課題の3つをテーマに、今後の対応策などをめぐり討議した。

この後、今年度の各ブロックにおける活動状況や社会貢献活動、全国大会などに関して説明し、協議した。



薩摩藩士東征戦亡之碑(京都・東福寺)



錦絵『鹿兒島の暴徒出陣の図』(出典『田原坂激戦之図・鹿兒島城山戦争之図ほか』／集英社)

西南戦争のイメージはなるだろう

闘いの中で何を見つめていたのか

この時期、紅葉で有名な京都・洛東の東福寺。紅葉の中に見える屋根付きの木橋「通天橋」はお馴染みの風景だろう。その境内に塔頭即宗院があり、6基の石碑が立っている。

1869(明治2)年建立の薩摩藩士東征戦亡之碑だ。5基の碑には西郷隆盛揮毫の供養文に次いで、明治維新で戦死した藩士らの氏名が刻まれている。その数は524人。なかには「川邊郡山田之誠吉、小次郎、市来之熊吉、八太郎」等々、鹿兒島県各郡の武士ではないような名前を多数見ることが出来る。

1877(明治10)年8月に、錦絵『西南珍聞 俗称西郷星之図』が出た。大きな星が光々として躍れ、右手に新政厚徳の旗を携えた、馬上にある人の形に見えたことから「衆人排して西郷星と称し」とある。人々が「新政厚徳」に何を期待したかは分からないが、ここに西郷伝説が始まる。

西郷軍が鹿兒島を発つ錦絵



明治維新150年にちなんだ、NHKの大河ドラマ『西郷(せー)どん』が最終盤に入った。朝鮮へ使節を派遣するかどうかの遣韓(征韓)論争が反遣韓派の主張で決着。西郷隆盛ら遣韓論側が政府の要職を辞して下野する(征韓論政変とか明治6年政変ともいわれる)。この後、西郷は鹿兒島に帰ってしまふ。ドラマはこれから、西南戦争へ向かうことになるのだろう。

西南戦争は、不平士族の最後の反乱と教科書にはある。既得権益を失った士族の「失地回復」というイメージがついてまわるが、それには以前から疑問が呈されている。参加者には自由民権派や岩倉使節団に参加し、長年にわ



西郷隆盛洞窟(西南戦争、最後の司令部)

1877(明治10)年の西南戦争の末期、城山の中腹にある洞窟に、西郷軍の本営が一時置かれた。連日に加えられる政府軍の砲火に対し、西郷軍は塹壕や洞窟を掘り、籠城の姿勢を取った。

1877年9月24日午前4時、4万の政府軍が城山総攻撃を開始した。城山に立てこもっていた西郷軍(薩軍)の兵士はわずかに300余人。死を決した西郷隆盛は、夜明けを待って5日間過ごした洞窟を出た。桐野利秋、別府晋介、村田新八、池上四郎ら私学校の幹部たちも同行した。

坊巷透視

飛鳥井 恭司

原作と脚本がいずれも女性という、今回のドラマ『西郷どん』は、女性目線で描かれているとして特に女性から好意的に評価されている。その目線とこれからの描かれ方のか気になる。

西郷隆盛は維新の功労者たちの贅沢ぶりに対して、「戊辰の義戦も偏に私を営みたる姿に成り行き、天下に對し戦死者に對して面目無きぞ」と言っている。多くの政府高官が

多くの血を流して成し遂げようとした維新の精神、新しい政府のイメージは「いずこに」との思いがいつも西郷にはあったようだ。

最後の西郷の姿は、妻・イトが縫った縞の単衣に白い兵児帯姿で、ゆつくりと城山の洞窟を出て岩崎谷を下った。その時、西郷に2発の銃弾が腰などに命中。別府晋介の介錯により49歳の生涯を閉じた。

ポケット



江戸開府後の1624(寛永元)年頃、京都から江戸へ下ってきた歌舞音曲の名人、猿若勘三郎が猿若座(後の中村座)を人形町で開いたのが、江戸歌舞伎



まちかど写真家 筑峯 総太

人形町物語

の始まりという。現在の3丁目から堀留町周辺には、歌舞伎上演の芝居小屋が並び、人形浄瑠璃をはじめ見世物小屋、曲芸、水芸が披露され、大名から庶民が楽しめる娯楽エリアだった。

人形芝居は、安価で芝居を楽しめるとあって、現在の2丁目界隈は人形製作、修理などの人形師が多く暮らしていた。元禄江戸図に記載された町名には「人形丁」とあり、この呼び名で親しまれていた。

天保の改革で芝居小屋が移転し、一時は活気を失ったが、明治期に入ると再び賑わいを取り戻した。2丁目周辺は置屋や茶屋が集まり、新橋と肩を並べる花街としてその名を馳せた。

三丁目

トラック運送事業の商売の原点は重量にある。そこで、重量にまつわる話題を一つ◆国際基準になつてい

もう一つの話題は、大河ドラマでは異例の海外ロケを展開しました。その場所は、ストックホルム大会が開催されたスウェーデンで、今でも当時のスタジアムが残っているそうです。

都内のスウェーデン緑りの場所としては、港区の六本木には、大使館があります。また、スウェーデン発祥の家具量販店「IKEA(イケア)」



スウェーデン発祥の家具量販店「IKEA立川」では国旗を掲げている

IKEA立川

住所：立川市緑町6番
営業時間：午前10時～午後9時(月～金曜日、土・日曜日、祝日は午前9時から営業)

◆国際的に様々な分野で、日本が世界に貢献し続けることは何にもまして誇らしい。何はともあれ、これぞ「ニッポン」というのは嬉しいことだ◆ちなみに、新定義を作成する基準は「球状のケイ素の結晶の原子数を綿密に測定し、求めた物理定数から質量を計算した」のが1キログラムである。素人には難しいが、国際基準はこれである。